

令和 6 年度 事業計画書

I 基本方針

本協会は、昭和 54 年 4 月に設立以来、サマージャンボ宝くじの収益金を活用し、市町村の個性豊かで活力に満ちた地域づくりや防災機能強化のための基盤整備事業などへの貸付、新たな時代に対応した行政能力を養成するための市町村職員の研修支援、地域社会の均衡ある発展を図るための各種調査研究等に積極的に取り組み、市町村の健全な発展に一定の役割を果たしてきている。

また、ハロウィンジャンボ宝くじについては、その収益金を全額市町村に交付し、地域に密接に関係した政策課題への対応等に幅広く活用されている。

本年度は、市町村の健全な発展を図るため、引き続き市町村の財政支援のための貸付事業をはじめ市町村職員の研修支援など、定款の目的に沿った県民福祉の増進に資する事業を実施するものとする。

II 事業計画

※【予算額】()増減は、前年度現計予算比較

1 公益目的事業(公益目的事業会計)

1) 資金貸付事業(定款第 4 条第 1 号)

市町村等の施設整備などのために、次のとおり長期貸付を実施する。

(1) 貸付計画額 **【2,000,000 千円】(同額)**

ただし、貸付額の内、200,000 千円を(一財)全国市町村振興協会から借り入れることとする。

(2) 貸付時期 5 月及び 3 月

- (3) 償還年限
- ① 5 年償還(うち据置期間 1 年)
 - ② 12 年償還(うち据置期間 2 年)
 - ③ 15 年償還(うち据置期間 3 年)
 - ④ 20 年償還(うち据置期間 4 年)

(4) 貸付利率 財政融資資金の貸付利率を基準に理事長が定める。

ただし、財政融資資金の貸付金利が次の表の貸付期間別に定める貸付利率未満の場合には、当該貸付利率とする。

貸付期間	貸付利率
5 年	年 0.10%
12 年	年 0.11%
15 年	年 0.14%
20 年	年 0.18%

(5) 貸付対象事業 資金貸付細則に定める事業

2) 市町村振興宝くじ交付事業(定款第 4 条第 2 号)

県から交付される市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ宝くじ)の収益金を交付規程及び交付細則に基づき市町村へ交付金として交付

【161,578 千円】(11,174 千円減)

3) 市町村職員人材育成事業(定款第4条第3号)

- (1) 市町村自治講演会(第40回)の開催 【798千円】(同額)
- (2) 地方行財政セミナー(第29回)の開催 【639千円】(同額)
- (3) 市町村職員先進施策調査研修(第25回)の開催【1,264千円】(2千円増)
- (4) 山梨県市町村職員研修所の研修事業に対する助成【5,200千円】(同額)
- (5) 山梨県市長会、山梨県町村会、山梨県市議会議長会及び山梨県町村議会議長会の研修事業に対する助成 【3,000千円】(同額)
- (6) (公財)全国市町村研修財団(市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所)及び(一財)全国建設研修センター研修受講者に対する助成
研修経費の3分の2助成

〔※特別職研修及びデジタル化関係研修(令和7年度までは)
全額助成〕

【2,106千円】(168千円減)

(7) 市町村調査研究事業

市町村職員の主体的な調査研究事業に対する助成

〔調査研究経費全額助成※300千円限度〕【1,200千円】(同額)

4) 市町村振興共同助成事業(定款第4条第4号)

- (1) 山梨県自治会館管理助成【2,800千円】(同額)
- (2) 県民の日記念事業(市町村ときめき広場)への助成
【3,110千円】(同額)
- (3) (一財)地域活性化センター年会費の助成【2,800千円】(同額)

5) 市町村の振興に関する情報提供事業(定款第4条第5号)

市町村職員情報誌「やまなし自治の風」の発行(年2回)

〔発行部数1回1,000部〕 【1,719千円】(38千円減)

2 その他事業(法人会計)

1) 市町村振興宝くじ発売対策 【3,912千円】(801千円減)

- (1) 新聞掲載及びラジオスポット
- (2) デジタルサイネージによる広報【新規】
- (3) 全国協会等作成ポスターの活用及びミニのぼり旗の作成
- (4) 協会事業案内パンフレットの作成
- (5) 市町村HPバナー広告
- (6) 市町村広報紙等の活用
- (7) ヴァンフォーレ甲府及び山梨クィーンビーズの試合等での広報
- (8) その他発売実績拡大を図るための広報宣伝

2) 業務の運営管理の充実強化

- (1) 山梨県、(一財)全国市町村振興協会、(公財)全国市町村研修財団及び(一財)全国建設研修センターとの連絡協調
- (2) 山梨県市長会、山梨県町村会、山梨県市議会議長会及び山梨県町村議会議長会との連携
- (3) 市町村に対する業務内容の周知
- (4) ホームページの活用